

自営就農志向者受入促進事業 (ソフト支援：地域研修受入経営体助成)

島根県地域研修制度における担い手育成協定を締結した受入経営体が研修対象者を受け入れた場合、受入経営体が自身の営農の作業時間から、研修指導や就農計画作成、関係機関との調整、就農後のフォローアップに要する時間を割かれることから、受入経営体に一定の費用弁償をすることで、島根県農林水産基本計画で重点推進事項として掲げる認定新規就農者の確保・育成を図る。

1 事業実施主体

市町村、地域担い手総合支援協議会又は地域農業再生協議会（地域研修制度における事業実施主体）

※市町村等は受入経営体に交付

2 受入経営体の要件

- (1) 地域研修制度に定める担い手育成協定を締結した農業経営体であること。
- (2) 公益財団法人ふるさと島根定住財団のU I ターンしまね産業体験事業による助成を受けていないこと。
- (3) 研修対象者ごとに、研修期間から経営が不安定な就農後5年以内の期間において、サポートチームに原則参画すること。
- (4) 研修対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。

3 助成金額

定額3万円／人・月